

日南市公害防止条例で届出が必要な騒音発生施設

別表第1（第2条関係）

届出が必要な騒音発生施設

番号	特定施設	規模又は能力	
1	金属加工機械	(ア) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット未満のもの
		(イ) 製管機械	
		(ウ) ベンディングマシン	ロール式のものであって原動機の定格出力が 3.75 キロワット未満のもの
		(エ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	
		(オ) 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン未満のもの
		(カ) せん断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット未満のもの
		(キ) 鍛造機	
		(ク) ワイヤフォーミングマシン	
		(ケ) ブラスト（タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く。）	
	(コ) タンブラー		
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット未満のもの	
3	土石用又は鉱物用の破碎機摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット未満のもの	
4	織機	原動機を用いるもの	
5	建設用資材製造機械	(ア) コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が 0.45 立方メートル未満のもので固定式のもの
		(イ) アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム未満のもの
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって原動機の定格出力が 7.5 キロワット未満のもの	

7	木材加工機械	(ア) ドラムバーカー	
		(イ) チツパー	原動機の定格出力が 2.25 キロワット未満のもの
		(ウ) 砕木機	
		(エ) 帯のご盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が 15 キロワット未満のもの 木工用にあつては、原動機の定格出力が 2.25 キロワット未満のもの
		(オ) 丸のご盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が 15 キロワット未満のもの 木工用にあつては、原動機の定格出力が 2.25 キロワット未満のもの
		(カ) かな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット未満のもの
		(キ) チェンソー (電動式のものを除く)	
8	抄紙機		
9	印刷機械	原動機を用いるもの	
10	合成樹脂用射出成形機		
11	鋳造型機	ジヨルト式のもの	
12	高速切断機		
13	研磨機（乾式研磨機、サンダー）		
14	自動洗びん機	原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上のものに限る	
15	石材引割機		
16	重油バーナー	重油使用量が毎時 5 リットル以上のものに限る	
17	クーリングタワー	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のものに限る	
18	スチームクリーナー		
19	胴搗製粉機 (線香原料製粉に用いるもの)		